

浦添市保育所等入所基準表

父母の状況（同居の親族その他の者が保育に当たることができない場合）					
類型	細目	形態	父	母	
就労	□常勤 □パート・アルバイト	勤労時間	点数		
		月160時間以上	20		
		月140時間以上160時間未満	18		
		月120時間以上140時間未満	16		
		月100時間以上120時間未満	14		
	□自営業 □内職 □その他	月80時間以上100時間未満	12		
		月64時間以上80時間未満	10		
		月160時間以上	18		
		月140時間以上160時間未満	16		
		月120時間以上140時間未満	14		
		月100時間以上120時間未満	12		
		月80時間以上100時間未満	10		
		月64時間以上80時間未満	8		
就学・訓練	□大学 □各種専門学校等 □職業訓練校	就労の基準に対し-3			
求職	求職活動が確認できる場合 入所期間：3か月		8	8	
妊娠・出産	予定日（ 年 月 日） 入所期間：出産予定日6週間前の日を含む月初日から生後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※就労・就学等の他の要件がある場合は、基準点の高い方とする。				12
	多胎児の妊娠・又は出産が確認できる場合		上記妊娠・出産の要件の 基準に対し+6		
疾病・負傷・障がい	□疾病・負傷・一般療養	日常生活	入院（1か月以上）又は常時寝たきり・感染症・難病	20	20
			常時寝たきりの状態で子どもの世話をすることができない場合	20	20
			おおむね6か月以上の長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合	18	18
	□障がい者	社会生活	おおむね3～6か月以上の治療を要する場合	14	14
			著しい制限あり	3	3
			一部制限あり	1	1
		特に制限なし	0	0	
介護・看護（※1）	□居宅内要介護者の付添い	身体障害者手帳1級・2級該当者、精神保健福祉手帳1級・2級該当者又は療育手帳A1・A2若しくはB1該当者の場合	20	20	
		身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合	18	18	
		身体障害者手帳4級該当者の場合	16	16	
		生活全般において、全面的な介助が必要な場合	20	20	
		入浴、排せつ、衣服の着脱等多くの日常の行為に全面的な介助が必要な場合	18	18	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	起き上がり、寝返りが自分ではできず、排せつ、入浴、衣服の着脱等に介助が必要な場合	15	15	
		起き上がり、寝返りが自分では難しい。排せつ、入浴等に一部又は全部の介助が必要な場合	13	13	
		立ち上がりや歩行が安定しない。排せつ、入浴等に一部介助が必要な場合	10	10	
			20	20	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合		適宜（※3）		
その他	□母子通園	週5回：20 週4回：18 週3回：14			
	□不存在	両親の不存在の場合		46	
調整点	勤務点	公的機関が発行する営業許可証等又は自営業開業届の受付印の押された写しの提出がある場合（自営業中心者のみ）	+1	+1	
		青色申告をしている場合（自営業中心者のみ）	+1	+1	
		自営業協力者で、専従者給与支給の申告が確認できる場合	+1	+1	
		自営業協力者で、就労年数が1年以上ある場合	+1	+1	
		育児休業取得前に在園していた者で、退所後、職場復帰に伴い利用を希望する場合	+1	+1	
	失業	沖繩本島内の認可保育所等若しくは市内の認可外保育施設の保育士又は市内の認可保育所等の特例的運用保育士（幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭に限る。）として採用される予定若しくは復帰する予定又は勤務中の場合（新規の申込みに限る。）		適宜（※3）	
	障がい	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（※2）		1	
	世帯状況	申込児童が障がい有る場合		適宜（※3）	
		母子・父子又はこれに準ずる家庭の場合		+26	
		申込児童が多胎児		+2	
		単身赴任世帯（沖繩本島外に限る。）		+3	
	在園状況	生活保護世帯の場合		+3	
		希望する保育所等に入所できない場合育児休業延長を許容できる		-300	
		認可外保育施設の認可移行に際して移行前から在園している場合		+3	
	小規模保育施設	兄弟姉妹が別々の保育所等に在園する場合で、どちらか一方の保育所等へ転園を希望するとき（年度開始時に限る。）		+3	
同居状況	小規模保育事業等の卒園児童の場合（連携施設以外での選考となった場合に限る。）		+5		
	新規申込みで、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合		+1		
(現・過年度)保育料滞納	就労していない60歳未満の祖父母と同居している場合		-1		
	－3点×滞納件数		-3～		
保育の代替手段	基準以上の就労その他保育を必要とする要件があり、浦添市内認可保育所以外の保育施設（職場の託児所を含む。）に常態的に預けていて、確認できる資料がある場合		+1		
	基準以上の就労その他保育を必要とする要件があり、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に常態的に預けていることが確認できる資料がある場合（令和6年度入所選考時に限る）		+3		
基礎基準点			計		
調整点合計			計		
総合点数					

※1 介護・看護については、付添い等の実態に基づき、利用調整を行う際に、点数を調整することができる。

※2 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。

※3 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

備考

1 就労時間に対し若しく収入が低い場合は、収入を最低賃金に換算した上で点数を付ける。

2 類型が複数ある場合においては、利用調整を行う際に点数の付け方を判断する。